

智頭急行株式会社
防災業務計画

平成 27 年 10 月

智頭急行株式会社

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 実施の方針	1
第2章 防災体制	
第1節 施設に対する防災体制	1
第2節 災害対策本部の設置	1
第3節 防災業務機器の整備	1
第3章 災害予防	
第1節 防災上必要な教育	1
第2節 防災上必要な訓練	1
第3節 防災態勢	1
第4章 災害応急対策	
第1節 社員及び家族の安否確認	2
第2節 非常参集	2
第3節 情報の周及び連絡	2
第4節 広報	2
第5節 旅客公衆の避難	2
第6節 水防、消防及び救助に関する措置	2
第7節 建設機材の現況把握及び運用	2
第8節 技術者の現況把握及び活用	2
第9節 災害時における資材の供給	2
第10節 通信連絡の方法	3
第11節 電力の確保	3
第12節 交通輸送対策	3
第13節 列車等の秩序の維持	3
第14節 関係機関への応援要請	3
第5章 災害復旧	
第1節 災害復旧の実施の方針	3
第2節 災害復旧計画及び実施	3

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条の規定に則り、智頭急行株式会社をご利用の旅客公衆の安全を確保するとともに、管理運営する旅客鉄道事業に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節 実施の方針

この計画は、輸送事業を災害から未然に防止し、災害時に早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災対策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章 防災体制

第1節 施設に対する防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節 災害対策本部の設置

災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成し、災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。

第3節 防災業務機器の整備

関係機関との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器等を整備しておくものとする。

第3章 災害予防

第1節 防災上必要な教育

社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及を図るとともに、施設の機能の保全に必要な技術を十分発揮できるよう体制を整備し、防災対策の計画的な推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

社員に対しては、負傷者の救助・救命及び旅客公衆の避難誘導並びに防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動ができるよう所要の訓練を行うものとし、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。

第3節 防災態勢

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、これに関する規程に基づき、すみやかに所定の態勢をとるものとする。

- 2 予報及び警報を迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において、直ちに必要となる人力、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、備蓄の必要があると認められる資材等については、所定の箇所にこれを常備しておくものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認する。

第2節 非常参集

災害時に非常招集する社員及び計画をあらかじめ定めておく。なお、非常招集する社員は、安否確認後、指示された箇所に集合し、定められた業務にあたるものとする。

第3節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第4節 広報

災害が発生した場合において、輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第5節 旅客公衆の避難

災害時における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救助・救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第7節 建設機材の現状把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第8節 社員の現況把握及び活用

社員の技術及び技能の程度、人員等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第9節 災害時における資材の供給

応急器材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第10節 通信連絡の方法

災害時には、関係機関との通信連絡の確保をはかるものとする。

第11節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等の定期点検をしておくものとする。

第12節 交通輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、自動車等による代替輸送並びに振替輸送等の計画を定めておくものとする。

第13節 列車等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導等、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全を期するものとする。

第14節 関係機関への応援要請

災害時における復旧を迅速に行うため、警察、消防及び関係機関の効率的な派遣を受けられるよう、情報の収集、災害派遣要請等の要領を定めておくものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。